

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号））

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）<u>第1条第2項第1号</u>の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）<u>第1条第2項</u>の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 〔略〕</p> <p>第28条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除</p>

<p>く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～7 〔略〕</p> <p><u>（昇給についての適用除外）</u></p> <p><u>第32条の3 第6条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p>	<p>く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～7 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
---	---

第2条による改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第9号））

改 正 案	現 行
<p>付 則</p> <p>1 〔略〕</p> <p>（扶養手当に関する特例措置）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額</p>	<p>付 則</p> <p>1 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p>

<p>者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 平成31年度から令和5年度まで 1万3,000円</p> <p>4～6 〔略〕</p>	<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円</p> <p>4～6 〔略〕</p>
---	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の改正規定並びに次項の規定 令和元年12月14日
- (3) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和2年4月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の前日に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前項第2号に掲げる規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。